

消防予第 261 号
平成 7 年 12 月 25 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

二酸化炭素消火設備の安全対策の徹底について(通知)

過日、東京都内の立体駐車場において、二酸化炭素消火設備が誤って作動され、死者 2 名、負傷者 1 名を出す事故が発生している。

この事故が発生した要因としては、防護区画付近への人の出入りの管理が十分でなかったこと、防火対象物の関係者、警備を担当している警備会社の職員等に対し、二酸化炭素消火設備に係る注意事項等の周知が十分徹底されていなかったこと等が考えられる。

防火対象物に設置されている二酸化炭素消火設備については、既に法令等により、種々の安全対策が講じられているところであるが、今回の事故の発生にかんがみ、下記事項に留意し、このような事故が再発しないよう、安全対策の一層の周知徹底を図るようお願いする。

なお、二酸化炭素消火設備の構造等に係るより一層の安全対策については、現在検討しているところである。

おって、貴管下市町村に対してもこの旨示達し、よろしく御指導願いたい。

記

1 事故概要について

東京都内で発生した二酸化炭素消火設備の事故の概要は、別紙のとおりである。

2 再発防止のための対策について

次の事項について、二酸化炭素消火設備(移動式のものを除く。以下同じ。)を設置している防火対象物の関係者を指導すること。

(1) 起動装置について

消防法施行規則第 19 条第 4 項第 15 号チの規定により、起動装置又はその直近の箇所には、取扱い方法を表示することとされているが、誤放出事故を防止するため、起動装置の表面に取扱い方法の一項目として、「火災又は点検のとき以外は、絶対に手を触れない」旨を表示することが適切であること。

なお、社団法人日本消火装置工業会においては、当該事項を表示したシールを作成することとしていることを申し添える。

(2) 防護区画等の管理について

二酸化炭素消火設備が設置されている防護区画及び当該防護区画の主要な出入口等については、適切な管理を行うこと。

また、防護区画並びに二酸化炭素消火設備が設置されている階の防護区画の外及びその下階で、二酸化炭素が漏洩した場合に人命に危険を及ぼすおそれのある場所への人の出入り等については、十分な管理を行うこと。特に、当該場所が夜間等に無人になる場合にあっては、当該場所にみだりに人が立ち入らない措置及び当該場所からすみやかに避難することができる措置を講ずること。

3 周知徹底の方法について

二酸化炭素消火設備に係る事故の再発を防止するため、二酸化炭素の人体への危険性、二酸化炭素消火設備の適正な取扱方法及び二酸化炭素が放出される際の避難方法、通報等に加え、二酸化炭素消火設備に係る事故事例について、次に掲げる講習、再講習等の機会を捉え、防火管理者、消防設備士等に周知するとともに、当該防火管理者等を通じて、防火対象物の関係者に対して広く周知徹底を図ること。

- (1) 防火管理者講習
- (2) 消防設備士再講習
- (3) 消防設備点検資格者講習・再講習
- (4) 防火管理業務の受託を業とする法人の教育担当者に対する講習

(5) 立入検査等

別紙

二酸化炭素消火設備に係る事故概要

用途	複合用途	建築構造	耐火造	規模	9/1 延べ7,380 m ²
<p>N社社員Sが自社のあるビルに忘れ物を取りに戻った後、外に出ようとしたが扉Aは開かなかった。そのため社員Sは扉Bから外に出ようとして、ターンテーブルのある部屋に入り込んでしまった。</p> <p>この扉Bは、オートロック式であったために自動閉鎖し、この部屋から出られなくなった社員Sが誤って二酸化炭素消火設備を起動させたものと考えられる。</p> <p>二酸化炭素放出に伴い、異常信号を受信し駆けつけた警備会社社員2名が死亡し、社員Sも受傷した。</p>					